

# 後期高齢者医療制度

## シリーズ③ — 制度と保険証送付 —

1月号では【制度概要・保険料】、2月号では【給付】についてお知らせしました。  
まとめの今月号では【制度と保険証送付】についてお知らせします。



### 後期高齢者医療制度とは

- ◆75歳以上の人(一定以上の障害のある人は65歳以上)が対象となる、老人保健制度に替わる新しい制度です。
- ◆平成20年4月1日から開始されます。
- ◆医療費の負担割合は、**現在の老人保健制度と同様に、一般の人は1割、現役並所得者は3割**です。
- ◆窓口業務、保険料の徴収は市が行い、制度の運営を広域連合が行います。
- ◆保険料の納付は、原則として年金天引きとなります。(年金額が年額18万円未満の人などを除く)

※これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などは脱退し、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。代わりに後期高齢者医療制度の保険料を納めることとなります。

※社会保険などの被扶養者としてこれまで保険料を払っていなかった人には、一定期間猶予・軽減措置があります。

### 新しい保険証(後期高齢者医療被保険者証)を3月中にお送りします



**対象者** 75歳以上の人(一定の障害があり認定を受けた人は65歳以上)

3月まで

#### 老人保健制度

- 75歳以上の国保被保険者
- 75歳以上の会社の健康保険、共済組合、船員保険などの被保険者および被扶養者
- 65歳以上で一定の障害があり認定を受けた人

4月から

#### 後期高齢者医療制度

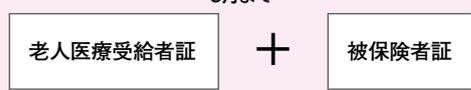
- 老人保健制度において、それぞれの被保険者などであった人は、すべて一律に後期高齢者医療制度の被保険者となります。

※手続きは必要ありません。

※老人保健制度で障害認定を受けている人は、認定の取り下げ申請をすることができます。対象となる人は、国保けんこう課窓口へご相談ください。

#### 医療機関窓口で提示するもの

3月まで



老人医療受給者証      被保険者証  
老人医療受給者証      保険証(国保・社保・共済など)

4月から

#### 後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証



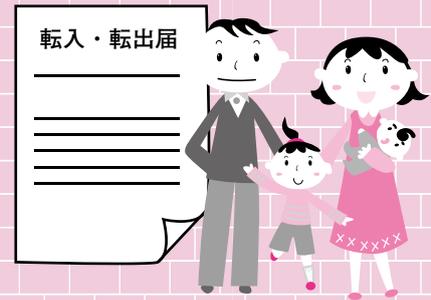
※老人医療受給者証はなくなります。  
※名刺サイズのカード方式です。

申請やお届けは、国保けんこう課で受け付けます。

問い合わせ

国保けんこう課(内線111)  
長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930

# 進学・就職・転勤などによる 異動に伴う届出は、定められた 期間内に済ませましょう



## ◎転入・転出などの届出

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの (届出本人による署名の 場合、印かんは不要)	住民 センター
転入届	転入した日から14日以内	本人 または 世帯主	○前住所地の転出証明書 ○印かん ○国民年金手帳(加入者のみ) ○国外から転入の場合はパスポート	手 続 き で き ま す
転出届	転出する日まで		○国民健康保険証(加入者のみ) ○市民カード(登録者のみ) ○印かん	
転居届	転居した日から14日以内		○国民健康保険証(加入者のみ) ○印かん	
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更があった日から14日以内		○国民健康保険証(加入者のみ) ○印かん	

※届出人の本人確認を行いますので、運転免許証などの身分証明書の提示をお願いします。

## ◎その他(転入・転出時はいろいろな手続きが必要です。該当する人は、お忘れなく手続きしてください)

種 類	内 容	問 い 合 わ せ
印 鑑 登 録	印かんの登録・廃止(住所地でしか登録できません) 転出の際は市民カードを返却してください。	市民課(内線100)
住民基本台帳カード	住所地でのみ利用可能。転出の際は返却してください。	
国民健康保険	国民健康保険の転出入の手続き	国保けんこう課(内線112) または市民課(内線100)
国民年金	国民年金の転出入の手続き	市民課(内線113)
老人医療 (※後期高齢者医療)	老人医療の転出入の手続き (4月から後期高齢者医療制度になります)	国保けんこう課(内線111)
介護保険	介護保険の転出入の手続き	長寿介護課 ☎⑩7301
児童手当 児童扶養手当	各手当の転出入の手続き	こども政策課 ☎⑤49100
特別児童扶養手当	各手当の転出入の手続き	障害福祉課 ☎⑩7306
障害者手帳など	転入地での住所変更の手続き	
福祉医療受給者証	転出の際は返却してください。	福祉政策課(内線155)
原爆手帳・手当	転入地での住所変更の手続き	福祉政策課(内線151)
上・下水道	上・下水道の使用開始・中止	水道局 ☎⑤31111
学校転校手続き	小・中学校の転出入の手続き	教育委員会(内線364) ※手続きの一部は市民課
ごみ処理	・転入・転居の際は、ごみの排出場所などの申請手続き ・引越の際に発生した大量のごみ持ち込みは事前連絡	清掃課 ☎⑤43100

■問い合わせ 市民課(内線100)